

する國道は、親不知の險に阻止せられて南北一貫を缺き、關東、東北より北陸方面へ、また關西地方より北越方面へは總て迂回を餘儀なくせられて居るのである。而して常に産業上、軍事上資するところ極めて甚大であるばかりではなく、觀光道路としても亦天下の偉觀となるであらう。

春秋の交、本國道の斷崖に立ちて渺茫たる日本海に相對せば、遙か右手には佐渡の島影碧波の彼方に淡く、左手を

望めば能登半島浮島の如く泛ぶ飛び交ふ。鷗、波に戯れる千鳥俯瞰すれば濱邊の地曳網老幼男女聲を合せて漁に餘念ないのも一風景である。蜿蜒十五軒に亘るドライヴウエイの期待さるゝ所以である。

『本誌口繪親不知國道は十一號國道新潟縣西頸郡歌外波村大字歌地内一部竣功の狀況』

道路並木伐採問題

徳 崎 香

伐採することを得ず

一、枯損に係るとき

二、障碍に係るとき

左に掲ぐる場合を除くの外並木及道路に必要な樹木を

三、非常災害又は危害防止の爲緊急の必要あるときとは道路維持修繕令第十三條第一項の規定であるが、第二號「障礙に係るとき」とは如何なる障礙を指すものなりやに付、内務省は此の度長崎縣知事の照會に對し注目すべき回答を發した。

土木局長回答（昭和十年十二月十二日甲第四五號）

七月三十一日土第一三七六號ヲ以テ標記ノ件伺出相成候處道路維持修繕令第十三條第一項第二號ノ規定ハ必スシモ道路保持上ノ理由ノミニ限局シタル義ニハ無之候得共並木ノ存在カ事實障礙アリヤ否ヤ、障礙ヲ避クル方法他ニ容易ニ得難キヤ否ヤ等ノ事情充分調査ノ上、並木愛護ノ精神ニ基キ篤ト考慮相成伐採スヘキヤ否ヤヲ決定スヘキ義ト御了知相成度

追テ本件ニ付テハ出來得ル限り伐採ヲ避クル様今一應海軍當局ト折衝ノ上決定相成度

長崎縣知事照會（昭和十年七月三十一日土第一三七六號）
別紙調書並木ハ飛行ノ離着ニ支障ヲ來ス故ヲ以テ伐採方

佐世保海軍建築部長ヨリ申出有之調査候處右並木ハ二九五號國道東彼杵郡竹松村地内ニ存在スル二百數十年を経過シタル老樹ニシテ道路保持上何等ノ障礙ヲ來ササルノミナラス從來ヨリ特ニ愛護シ來リシモノニ有之候然ルニ今般海軍ニ於テ在來飛行場擴張計畫ニ當リ（中略）他ニ適當ノ餘地ナキ理由ニテ西方タル國道ト一〇〇米乃至二五〇米ヲ隔テ、擴張スル關係上飛行ノ離着ニ支障ヲ來スモノニ有之候

依而同並木ハ道路維持修繕令第十三條二號ニ云フ障礙ニ係ルモノトシテ伐採シ差支無之哉何分ノ御指示仰度別紙見取圖添付及照會候也

此の回答の精神の奈邊に存するかを検討して、並木伐採に關する法律解釋の一助とも致し度い。

二

從來、「障礙に係るとき」の障礙とは、道路に對する障礙なることを要するや道路以外の障礙に付いても伐採可能な

りや否やに付いては議論の存した所であつて大體次の二説である。

第一説。「障碍」とは道路の障碍の意にして道路以外の事物に對する障碍に非ざるは、それが道路維持修繕令の規定なる以上は、當然の解釋なり。飛行の障碍なると民家の障碍なると將又農作物の障碍なるとは何れも道路以外の事物に對する障碍なることに於て一なり。道路並木が農作物に害あればとて之を伐採し得ざるは明かなることゝ屬す。

第二説。「障碍」とは道路に關すると否とを問はず苟も並木を伐採するに足る障碍を指すものとす。若し前説の如く道路に關する障碍のみに限るときは如何に重大なる公益上の障碍あるも之を伐採するに途なきに至り、結果として甚だ當を得ず。又「障碍」を斯くも狹義に解する文理解釋上の理由を其の規定する法令が道路維持修繕令なるの故にのみ立脚するは根據薄弱なり。道路維持修繕令の規定は並木の濫伐を止めたるに過ぎずと解するを妥當

とす。果して然りとせば、並木を伐採するに必要にして充分なる障碍あるときは其の障碍の道路に關すると否とを問はず之を伐採することを得べし。

而して、此の點に關しては是迄に行政實例はなく、稍之に近いものとしては第三號の「非常災害又は危害防止の爲緊急の必要あるとき」に關して次の實例がある。

土木局長通牒（大正十一年十月三日乙第二八號）

九月二十二日秋收土第五九三七號ヲ以テ標記ノ件御報告ノ處道路維持修繕令第十三條第一項第三號ノ規定は並木の存在スル爲非常災害ノ範圍ヲ擴大シ又ハ危害ノ原因トナリ之ヲ急速ニ伐採除却スルニ非サレハ災害若ハ危害ヲ防止スルコトヲ得サル場合ニノミ適用スヘキモノニシテ本件報告ノ如キ場合ハ不可然義ニ付將來御留意相成度

秋田縣知事報告

（大正十一年九月二十三日）
秋收土第五九三七號

本年八月二十九日以來ノ降雨ニテ管下仙北郡玉川増水ノ爲メ國道五號線仙北郡花館村字中野下川原地内玉川橋第二十號橋脚根元深堀ノ爲メ流失ノ虞アルヲ以テ九月一

日應急假手當用材トシテ別紙調書ノ並木伐採致候條大正
 十年五月二十八日内部省令第十五號道路維持修繕令第十
 三條第二項ニ依リ圖面添付此段報告候也

然し、此の秋田縣知事に對する通牒に依つて、本問題を
 推論することの可能なりや否やは容易に斷定出來ないこと
 であつて、此の邊に關する議論は後述の如くである。たゞ
 此の通牒に依つて並木伐採の容易ならざること、充分に
 知ることが出来る。

さて、當度の長崎縣知事に對する回答に依つて、次の重
 要なる趣旨を明にし得た。

(一)「障碍」とは道路の障碍に限つた譯ではなく、此の
 點に付いては前述の第二説を採用し第一説を捨てたもの
 であること。

(二) 尙並木伐採に當りては次のことを充分考慮して伐
 採すべきや否や及伐採の範圍等を決すべきこと

イ、並木の存在が事實障碍ありや否や

ロ、障碍を避くる方法他に容易に得難きや

ハ、總て並木愛護の精神を没却せざること

即ち道路の障碍にならぬ限り並木は伐採し得ないと云ふ
 ことになると、道路以外の如何に重大なる公益上の障碍に
 なるとも之を伐採し得ざることとなり、甚しく當を得ない
 結果となる。之は國法の全面的意思ではあるまい。並木の
 效用と、並木伐採に依り障碍を免るゝ公益とを比較し、並
 木が存在するよりも之を伐採した方がより公益的であれば
 之を伐採する方がよい。別に並木を偏愛するやうな解釋を
 採らねばならぬことはない筈である。況して條文にも「道
 路の障碍」とはなく單に「障碍に係るとき」とあるに於てを
 やである。然し並木の外に障碍物があつて、折角並木を伐
 つても尙障碍が残つたり、並木を伐採しなくとも之に代る
 方法が容易に採り得らるゝに拘らず、輕々しく之を伐採し
 たり等苟も並木愛護の精神に悖るやうなことがあつてはな
 らない。殊に並木愛護の精神は結局老樹愛護の精神である
 ことに留意を要する。代りの木を容易に補植し得られる若
 木等は之を伐採するも大した問題ではない。並木愛護の精

神は結局老並木愛護の精神である。數百年間も汗の旅人を
憩はし、道路の保持上にも貢獻した老並木は、正に國寶的
存在であつて容易に其の代りの得られるものではないから
之を愛護して其の樹命を永からしめよとの法意最も強いも
のである。以上が當度の回答を見るに至つた趣旨と私は信
ずる。

三

此の回答に依つて前行政實例即ち秋田縣知事に對する通牒の趣旨は變更せられたるものと解すべきや否やは、重要な問題であるが之に付いても若干研究し私見も述べて見たい。之に付ては次の二説が豫想せられる。

消極説、秋田縣知事に對する通牒は、並木は並木自體の關係に依つてのみ伐採することを得るものであると言ふ趣旨で、並木自體には何等伐採の原因なきに拘らず他の目的の爲に利用せられることを禁じた通牒であつて、當度の回答も其の原因が並木自身に存する場合である。

即ち並木自身が障礙になる場合に伐つてもよい場合があると言ふのであるから、何等前通牒を變更するものでなく其の點は前通牒に一致するものである。當度の回答は其の中で特に「障礙」のときはその障礙は必ずしも道路に對するものに限つた譯でないことを明にしたに過ぎぬ。

積極説 秋田縣知事に對する通牒は並木伐採を極めて嚴格に解釋し、非常災害の場合に於てすら他の爲に之を伐採することを許さなかつたのであるから、飛行上の障礙の爲にも止むなくば之を伐つて可なりとの當度の回答は、前通牒の變更と見てのみ正當に解釋出来る。非常災害の場合に於てすら他に用ひることの出来ないものが障礙の場合には伐つてよろしいと言ふことは結果として首肯し難いものである。飛行上の障礙の爲に伐採を認めるより先に非常災害の場合の伐採が許さるべきであるから、當度の回答に依つて前通牒の趣旨は變更せられたものである。

思ふに理論上甲説存立の餘地は存すべきも、それは單に理論上存立し得ると言ふだけであつて、餘りに文理に捉はれ過ぎたる解釋である。殊に前通牒は五號國道並木が五號國道玉川橋の爲に利用せられるのをすら嫌つたものである。してみれば其の通牒の精神を以て今回の場合に臨めば道路の爲にする場合でもないのであるから明かに伐採不可然であらねばならぬ。然るに當度の回答は、其の「障礙」の道路に關係なき場合をも許すのである。是等の關係と結果の妥當性とからして、私は積極説即ち變更せられたものとせず説に左袒する者である。

斯く解すると、障礙なると非常災害の場合なるとを問はず又其の原因が並木自身に存すると否とを問はず、苟も並

木を伐採するに足る理由があれば之を伐採して可なりと云ふことになる。伐採するに足る理由とは、卒直に道路維持修繕令第十三條に掲ぐる所の理由であればよいので、非常災害の場合に並木自身の原因でなければならぬ、道路の爲でなければ伐れないのと言ふが如きは狭きに失すると云ふことになるのである。たゞ「障礙に係るとき」は並木が障礙をする場合たるを要するは、其の文字上性質上當然であつて、他の物が障礙をなす場合に並木を伐るが如きは許さるべきではない。

但し此の兩説に對する批判は如斯く明瞭に斷定出来るものではないと思はれるから、茲には私見として掲げるに止め、其の有權的解釋は將來に残された問題として置く。

茨城縣下大手橋の新裝

茨城縣廳土木課